

皆様、こんにちは。本会議での質問 2 日目の 2 人目、ちょうど折り返し点となりました。これまでの質問と重複する点もあるかと存じますが、通告に基づいて 6 項目 12 点についてお伺いいたします。

まず、1 項目目は 8 月 26 日に提示された決算案についてお伺いいたします。

今回の決算案全体を見た場合に、一般会計は実質収支で 54 億 4584 万 1 千円の黒字で昭和四十三年度以来 47 年連続の黒字との事ですが、単年度収支では 3 億 6415 万 3 千円の赤字、更には実質単年度収支でも平成 19 年度以来 7 年ぶりに 3 億 3325 万 5 千円の赤字となりました。まだまだ中核市の中では、財政力指数で平均の 0.764 を上回る 0.852、経常収支比率平均の 90.5% に対して 83.7% と、財政的に余裕がある方ではあるものの、姫路市行財政改革プラン 2019 で財政収支に関するシミュレーションとして記載されていた実質収支の 55 億 2 百万の黒字見込みを下回る結果であり、今後のシミュレーションとして平成 29 年度から想定されていた財源不足が前倒しになる可能性も否定しきれない状況となっております。そのため、姫路市全体の財政を見た場合にどのような要因があったのかを明確化し、今後の姫路市の財政において取るべき対策を明らかにすることが必要ではないかと考えます。

そこで、1 点目として一般会計決算における、歳入、特に収入未済額・不納欠損額についてお伺いいたします。平成 25 年度の不納欠損額は 3 億 7790 万 5 千円で、平成 26 年度は 6 億 6324 万 7 千円と、75.5% 増となっております。中でも、市税の不納欠損は平成 25 年度で 95.5%、平成 26 年度で 83.4% と大きな割合を占めておりますが、平成 26 年度の市税における収入未済額は 48 億 7266 万 4 千円で、平成 23 年度の 60 億 3466 万 4 千円から 4 年連続減ってきております。これは平成 24 年度に債権管理室が設けられ、市税の徴収に効果を発揮されてきた結果と思われませんが、その一方で平成 26 年度の不納欠損額は 5 億 5301 万 3 千円とこの 5 年間で最高となっております。

内訳を見て参りますと、個人市民税が 1 億 3946 万 7 千円、法人市民税が 1050 万円、固定資産税が 3 億 2423 万 8 千円、軽自動車税が 724 万 7 千円、特別土地保有税が 356 万 6 千円、事業所税が 1441 万 9 千円、都市計画税が 5357 万 2 千円となっており、個人市民税・法人市民税を除けば基本的に『資産を所有している』事による課税という側面からみて、支払うことが出来ないのであれば、本来的には資産の差し押さえ等による徴収へと移行することが可能ではないかと思われます。

しかしながら、今回の不納欠損の原因別で見ると滞納処分の執行停止が 3 年間継続したもの及び執行停止期間中に時効が完成したものが 3 億 568 万 3 千円、滞納処分の執行停止をしたが徴収できないことが明らかであるものが 2 億 4409 万 1 千円、時効が完成したものが 323 万 9 千円と、執行停止によるものがほとんどを占めることから、平成 27 年度以降について、収入未済額のどの程度が不納欠損へと移行していく可能性があると思われますか。また、不納欠損の主たる原因の滞納処分の執行停止としない為にも、資産として有効な間に差し押さえを行うことを検討するなど必要と思われますが、当局のご所見をお聞かせください。

また、一般会計決算における歳出についてもお伺いいたします。歳出のうち、一般会計から他会計への繰出金は 233 億 4525 万 7 千円と、一般会計歳出合計 2028 億 3771 万 8 千円の 11.5% を占めています。そのうち、法令によるものが 178 億 5847 万 2 千円、法令によらないものが 54 億 8678 万 5 千円となっており、法令によらないもののうち、下水道事業会計への繰出金が 48 億 4773 万 3 千円と 88% を占めております。この法令によらない繰出金に関しては、決算審査に関する監査委員からの意見書でも「繰出し先の会計の独立性、自主的な経営努力、利用者の適正な受益者負担を確保するなどして経営の健全化に努め、当該会計への繰出金の内容、必要性に関して市民に対する説明責任を十分に果たし、理解を得ることが重要」とされている通り、今後の姫路市の一般会計に占める割合として、看過できるものではないと思われます。一般会計が実質単年度収支として赤字の状態であるにも関わらず、本来使用料として独立採算でまかなうべき部分を補填する形での繰り出しについて、今後どのように対応されるご予定でしょうか。当局のご所見をお聞かせ下さい。

<答弁>

収入未済のどの程度が不納欠損へと移行していく可能性があると思うのかについてですが、市税の不納欠損は倒産・廃業・病気・失業等により納税が困難になった納税者に対して地方税法の規定に基づき、滞納処分の停止を行ったことにより税の徴収権が消滅したものが大半を占めております。

不納欠損については大型倒産案件等の有無により大きく変動して参りますが、過去 5 年間の平均では、未収入額の 6%程度が不納欠損となっております。

次に滞納処分の失効停止等しないためにも、資産として有効な間に差し押さえを行うことを検討する必要があるについてですが、滞納者が所有する不動産の多くについてはすでに金銭消費貸借等の債権による抵当権等が設定されております。ほとんどの場合、残価手続きにおいては、それら抵当権等への配当が優先され税に配当されるケースはわずかとなっております。

そのため近年は有効な資産として給与や預貯金等の調査に力を入れ差し押さえを行ってきたところでございます。無財産を理由とした滞納処分の停止はこれらの資産の調査の結果、差し押さえ可能な財産が発見されなかったものや給与の額が差し押さえ可能な額に満たなかったもの、競売等の結果配当がなかったものなどについて行っておりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、今年度から議員の皆様からのご要望いただいております、国税 OB を配置しており、今後国税 OB の助言も参考に財産調査を含め更なる滞納整備の強化に努めて参りたいと考えております。

次に実質単年度収支が赤字であるにも関わらず、本来使用料として独立財産としてまかなうべき部分を補填する形での繰り出しについて今後どのように対応するのかについてですが、実質単年度収支は実質収支額の対前年度比較であり、年毎にある程度の増減が生じることは致し方ないと考えますが、実質収支比率が適正とされる 3~5%内の 4.6%であり、財政力指数をはじめ健全と判断比率等の他の財政しほうからも本市の財政の健全性は維持できるものと考えております。

また、下水道事業会計への法令によらない繰り出しにつきましては、市民生活に関わりの深いインフラである公共下水道を安定的に経営するためのものでありますが、繰り出しが多額になっていること、また議員ご指摘の通り本来独立財産でまかなうべきものであることから今後使用料の見直しの検討も必要であると考えております。

いずれにいたしましても、今後とも特別会計・公営企業会計において合理化や経費削減を推進するとともに、適時的確な使用料の見直しを行い法令によらない繰り出し金の縮小を図っていきたいと思います。